

アーツカウンシル助成事業

文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局が実施する、長野県内の団体・グループが取り組む文化芸術の創作・表現活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるものを準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「団体・グループ」とは、長野県内に本部、主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループをいう。なお、法人格の有無、種別は問わない。
- (2) 「文化芸術の創作・表現活動」とは、別に定める活動をいう。

(事業の実施主体)

第3 この助成金の対象となる事業の実施主体は、長野県内に本部、主たる拠点が存在する団体・グループであって、(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局(以下、「事業団」という。)が適当と認めた者(以下「実施主体」という。)とする。

(経費及び補助額)

第4 第1に規定する助成金の交付の対象となる経費及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第5 実施主体は、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金交付申請書(様式第3号)の提出に先立ち、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)を事業団理事長に提出しなければならない。

- 2 事業団理事長は、第1項の書類の提出があった場合において、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付の内示を行うものとする。

(交付申請書)

第6 第5第1項に規定する交付申請書(様式第3号)は、別に定める日までに事業団理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の条件)

第7 事業団理事長は、第6の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、交付決定をするにあたり、助成金の交付の目的を達成するため、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の変更（補助対象経費の額の 20 パーセント以内の変更を除く。）又は事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに事業団理事長に申請して、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ事業団理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに事業団理事長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、助成事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

（事前着手）

第 8 助成事業は、助成金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業団理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 実施主体は、前項ただし書に該当する場合は、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金事前着手届（様式第 4 号）を事業団理事長に提出するものとする。

（変更承認申請書等）

第 9 第 7 の規定による承認の申請は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める書類を事業団理事長に提出して行うものとする。

- (1) 助成事業に要する経費又は事業内容を変更しようとするとき
文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金事業変更承認申請書（様式第 5 号）、事業計画書（様式第 1 号）、変更収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき
文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき
文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金事業完了期限延長承認申請書（様式第 7 号）

（実績報告書）

第 10 実績報告書は、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金実績報告書（様式第 8 号及び添付資料、成果物）、収支決算書（様式第 2 号）及び支出に係る証拠書類の写しによるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、助成事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日とする。

（交付請求）

第 11 実施主体が助成金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金交付請求書（様式第 9 号）を事業団理事長に提出するものとする。

（助成金の支払）

第 12 事業団理事長は、第 11 の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から 30

日以内に助成金を支払うものとする。

(雑則)

第13 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、事業団理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行し、令和4年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の助成金から適用する。

別表（第4関係）

対象経費	長野県内に本部、主たる拠点が存在する芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループ（法人格の有無、種別は問わない。）が取り組む文化芸術の創作・表現活動に要する経費	
助成率・助成額	A 活動推進支援 プログラム	【助成率】 10/10 【助成上限額】 500,000円
	B 活動基盤強化支援 プログラム	【助成率】 1/2 【助成上限額】 3,000,000円 (15%を上限として一般管理費を計上可能)